

社団法人 日本労務研究会 定款

昭和 23 年 5 月 12 日制定
昭和 28 年 5 月 27 日変更
昭和 32 年 3 月 25 日変更
昭和 36 年 5 月 29 日変更
昭和 37 年 6 月 18 日変更
昭和 41 年 11 月 4 日変更
昭和 42 年 5 月 30 日変更
昭和 57 年 5 月 26 日変更
昭和 62 年 5 月 12 日変更
平成 元年 9 月 22 日変更
平成 15 年 8 月 11 日変更

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、社団法人日本労務研究会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都豊島区南大塚三丁目 3 番 10 号今井保全ビルに置く。

2 本会は、総会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

(目的)

第 3 条 本会は、労使の協力を基底として、日本経済発展に資するため、中正な立場から労務関係問題を科学的に研究調査し、その成果の普及徹底を図るとともに、労働福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 経営、人事労務問題に関する研究並びに調査活動
- (2) 人事労務スタッフ及び管理監督者の能力向上のためのセミナー、講習会の開催
- (3) モラルサーベイに関する指導並びに研究
- (4) 関係資料、機関誌等の刊行
- (5) 内外同種団体との連絡提携
- (6) 関係当局への献策協力連絡
- (7) 企業における災害補償に関する援助協力
- (8) その他本会の目的を果たすために必要であって理事会で議決した事項

第 2 章 会 員

(種別)

第 5 条 本会の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した団体 (会社、企業団体、事業場、

工場、組合等。以下同じ。)又は個人

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した団体又は個人

(3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知する。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

- (2) 専務理事 1 人
 - (3) 常務理事 2 人以内
 - (4) 理事 1 5 人以上 2 0 人以内 (会長、専務理事及び常務理事を含む。)
 - (5) 監事 2 人以内
- (役員 の 選任等)

第 1 3 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によりこれを定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(役員 の 職務)

第 1 4 条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事は、会長を補佐し、本会の常務を統括する。
- 3 常務理事は、会長及び専務理事を補佐し、本会の常務を分担処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した者が、その順序によって、会長の職務を代行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は厚生労働大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第 4 章又は第 5 章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。

(役員 の 任期)

第 1 5 条 役員 の 任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員 の 任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員 の 解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(評議員等)

第18条 本会に、評議員10人以上15人以内を置くことができる。

2 評議員は、総会において選出し、会長がこれを委嘱する。

3 評議員の任期は2年とする。

4 評議員は、評議員会を構成し、会長の諮問に応ずるほか、重要会務について意見を述べることができる。

5 評議員会は、会長が招集し、その議長は評議員の互選によりこれを定める。

(名誉会長等)

第19条 本会に、名誉会長、顧問、相談役及び参与各若干名を置くことができる。

2 名誉会長は総会の推薦により、顧問、相談役及び参与は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

3 名誉会長は、会務について自ら意見を述べ、顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に応じて意見を述べるができる。

(専門委員)

第20条 会長は、会務を助けるため必要に応じ、各種専門委員会委員を会員又は学識経験者の中から委嘱することができる。

第4章 総 会

(種別)

第21条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議決権は、1正会員につき各1票とする。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(団体会員にあっては名称及び出席者氏名、書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印をしなければならない。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第 3 1 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 3 2 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (種類及び開催)

第 3 3 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 1 4 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 3 4 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 3 5 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第 3 6 条 理事会については、第 2 7 条から第 3 0 条までの規定を準用する。

第 6 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 3 7 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品

(3) 財産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第 3 8 条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 3 9 条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 4 0 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 4 1 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 4 2 条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その会計年度終了後 3 か月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第 4 3 条 本会が資金の借入をしようとするときは、1 年以内に償還する短期借入金を除き、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(会計年度)

第 4 4 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 5 条 この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第46条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第47条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 本会は、事務所に、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 役員名簿

(3) 社員名簿

(4) 事業報告書

(5) 収支計算書

(6) 正味財産増減計算書

(7) 貸借対照表

(8) 財産目録

(9) 事業計画書

(10) 収支予算書

2 前項に定める帳簿及び書類について、閲覧の請求があった場合は、これを閲覧に供するものとする。

3 閲覧に関する必要事項は、総会の議決を経て別に定める。

第9章 補 則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、厚生労働大臣の認可のあった日（平成15年8月11日）から施行する。
- 2 この定款の施行の日の前日において、本会の会員である者は、この定款の施行の日以降はすべて正会員とする。